

マリンホースの製造販売業者に対する 排除措置命令及び課徴金納付命令について

公正取引委員会東北事務所長・前審査局第一上席審査専門官

大川 進

公正取引委員会審査局第四審査審査専門官(主査)・前第一審査審査専門官(主査)

平山 賢太郎

はじめに

公正取引委員会は、マリンホース(注1)の製造販売業者に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、平成20年2月20日、同法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った。

なお、前記命令はいずれも確定している(注2)。

以下、本件の概要等を紹介する。

(注1) タンカーと石油備蓄基地施設等との間の送油に用いられるゴム製ホース(石油会社国際海事評議会が定める製品規格及び検査基準を満たすものをいい、その付属品が併せて発注される場合には当該付属品を含む。)をいう。

(注2) マヌーリ・ラバー・インダストリーズ・エスペーアーから排除措置命令に係る審判請求があり、同社に対し、独占禁止法第52条第3項の規定に基づき審判手続が開始されたが、その後、同社から、独占禁止法第52条第4項の規定に基づく審判請求の取下げがあった。

第1 本件の概要

1 関係人について

本件違反行為を行っていた8社(以下「違反行為者」という。)は、別表記載の通りである。

2 対象商品等

(1) マリンホースについて

マリンホースは、タンカーと石油備蓄基地施設等との間の送油に用いられるゴム製ホース

であり、石油会社国際海事評議会が製品規格及び検査基準を設定している。違反行為者が製造販売ないし販売するマリンホースは、当該規格等を満たしている。

マリンホースの需要は、送油施設等の新設時における需要及びマリンホースの破損・耐用年数経過時における交換需要に大別される。

(別表)

事業者名	本店の所在地	排除措置命令	課徴金納付命令
株式会社ブリヂストン	東京都中央区	○	238万円
ダンロップ・オイル・アンド・マリリン・リミテッド	英国	○	—
トレルボグ・インダストリーズ・エスエイエス	フランス共和国	○	—
パーカー・アイティーアール・エスアールエル	イタリア共和国	○	—
マヌーリ・ラバー・インダストリーズ・エスペーアー	イタリア共和国	○	—
横浜ゴム株式会社	東京都港区	—	—
コミタル・ブランズ・エスペーアー(注1)	イタリア共和国	—	—
マヌーリ・オイル・アンド・マリリン・ユーエスエー・インク(注2)	アメリカ合衆国	—	—

(注1) 平成13年12月19日付けで、パーカー・アイティーアール・エスアールエルに対し、マリンホースの製造販売に係る事業を承継させたものである。
(注2) 平成18年12月26日に消滅している。
(注3) 「○」は排除措置命令の名あて人である。

(2) 市場規模

我が国に所在するマリンホースの需要者が発注するマリンホースの市場規模は年間約8億円である。なお、全世界のマリンホースの推定市場規模は年間約1億5千万ないし2億

米国ドル程度であり、違反行為者がそのほとんどを占めている。

(3) 需要者・発注方法

我が国に所在するマリンホースの需要者は、石油備蓄基地施設を運営する事業者、石油会社、在日米軍等である。

我が国に所在するマリンホースの需要者は、マリンホースの製造販売業者のうち複数の者に対して見積価格の提示を求める方法によりマリンホースを発注する場合があります、この場合には、最も低い見積価格を提示した者を受注者としていた。なお、需要者がマリンホースの製造販売業者の販売代理店に対して見積価格の提示を求めた場合には、マリンホースの製造販売業者は販売代理店をして見積価格を提示させ、当該販売代理店を介して受注していた。

3 違反行為の概要

違反行為者は、平成11年12月10日ころ以降(注1)、特定マリンホース(注2)について、受注価格の低落防止を図るため

ア(ア) 我が国、英国、フランス共和国及びイタリア共和国の4か国(以下「本店所在国」という。)を使用地とする場合には、使用地となる国に本店を置く者を受注予定者とし、複数の事業者がこれに該当する場合には、当該複数の事業者のうちのいずれかの者を受注予定者とする

(イ) 前記(ア)以外の場合には、あらかじめ特定マリンホース(本店所在国を使用地とするものを除く。)のうち各社が受注すべきものの割合(以下「受注割合」という。)を定めた上、受注予定者の選定等の業務をコーディネーターと称する者(以下「コーディネーター」という。)に委任し、違反行為者又は各社の販売代理店の中から複数の者が特定マリンホースの見積価格の提示を求められた場合には、①受注割合に基づき算出される各社が当該見積価格の提示を求められた日の前月末までの間に受注すべき特定マリンホース(本店所在国を使用地とするも

のを除く。)の金額と、各社が同期間に受注した金額との過不足、②当該見積価格の提示を求めたマリンホースの需要者に係る特定マリンホースの過去の各社の受注実績の有無、③各社の受注希望の有無等を勘案して、コーディネーターが選定する者を受注予定者とする

イ 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する旨の合意の下に、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

(注1) コミタル・ブランド・エスペーアーにあっては平成13年12月18日までの間、パーカー・アイティー・アール・エスアールエルにあっては平成13年12月19日以降、マヌーリ・オイル・アンド・マリン・ユー・エスエー・インク及びマヌーリ・ラバー・インダストリーズ・エスペーアーにあっては平成12年9月28日ころ以降。

(注2) マリンホースの製造販売業者の中から複数の者(販売代理店を含む。)に対して見積価格の提示を求め方法により発注されるマリンホースをいう。

4 排除措置命令及び課徴金納付命令

本件排除措置命令においては、違反行為を取りやめたことの確認等、当該確認等を行った旨の通知及び将来不作為が命じられた。

また、株式会社ブリヂストンに対して238万円の課徴金納付命令が行われた。

▼●▲ 第2 本件の特徴 ▲●▼

1 本件は、公正取引委員会が外国事業者をも対象として国際カルテルにつき法的措置を採った初の案件である。なお、本件は、公正取引委員会が、平成19年5月に、アメリカ合衆国司法省、欧州委員会等とほぼ同時期に調査を開始したものである。

2 一定の取引分野について

本件排除措置命令書においては、違反行為者は、公共の利益に反して、特定マリンホースのうち我が国に所在するマリンホースの需要者が発注するものの取引分野における競争を実質的に制限していたものとされている。

これは、一定の取引分野を画定して競争の実質的制限を認定するに当たって、我が国独占禁止法の保護法益が我が国における公正且つ自由な競争の促進等にあると考えられること、海外競争当局においてもマリンホースの製造販売業者らに対する審査が行われていること(注)等が考慮されたことによるものと考えられる。

なお、「我が国に所在するマリンホースの需要者」には、我が国に本店を置く事業者のほか、我が国に設けた営業所等においてマリンホースを調達する事業者等が含まれるが、使用地が我が国であるか否かは問わないものと考えられる。

(注) なお、本件の審査に関連して、アメリカ合衆国、欧州委員会等との間で、これらの政府等と我が国が締結している協定等に基づき、必要な情報交換が行われた。

3 基本合意の内容について

本件排除措置命令書においては、特定マリンホースの使用地を基準とした2種類の受注予定者決定ルールが認定され、これらを包括して、世界の需要者が発注する特定マリンホースに係る受注予定者等の決定について1個の基本合意が存在した旨認定されている。

4 違反行為者について

本件排除措置命令の名あて人は5社であるところ、名あて人以外の3社も違反行為者と認定されている。

このうち、マヌーリ・オイル・アンド・マリン・ユーエスエー・インクは、マヌーリ・ラバー・インダストリーズ・エスペアーが全額出資する会社であって、同社が製造するマリンホースの販売業を営んでいた者であるところ、同社その他の違反行為者と共同して、基本合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたと認められることから、違反行為者とされたものと考えられる。なお、同社は解散手続を経て既に消滅している。

また、横浜ゴムは、違反行為の取りやめの契機等に関して、排除措置を命じる必要性を認めるべき事情が存在しなかったことから、排除措置命令の名あて人とされなかったものと考えられる。

5 違反行為地について

本件排除措置命令書においては、違反行為者及びコーディネーターが海外において会合を開催した事実のほか、違反行為者が受注希望の有無等をコーディネーターに報告し、コーディネーターが当該報告に基づいて我が国の事業者その他の違反行為者に対し連絡を行っていた旨が認定されている。

また、本件排除措置命令書においては、我が国に所在するマリンホースの需要者が複数の製造販売業者等に対して見積価格の提示を求めていた旨認定されているところ、違反行為者は、我が国に所在するマリンホースの需要者に対して見積価格を提示するなどして、受注予定者が受注できるようにしていたものと推察される。

6 適用法条について

本件排除措置命令書においては、違反行為者の行為は独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条の規定に違反するものであるとされている。

これは、本件排除措置命令書に記載された取引分野において競争が実質的に制限されていたことから、当該取引分野に係る取引に関して、独占禁止法第6条(特定の国際的協定又は契約の禁止)に基づき排除措置及び課徴金の納付を命じるまでもなかったものと考えられる。

7 排除措置について

本件排除措置命令は既往の違反行為について排除措置を命じるものであるところ、具体的には、違反行為が取りやめられていることの確認等、他の違反行為者及び我が国に所在するマリンホースの需要者に対する通知、並

びに将来不作為が命じられている。

これらのうち、違反行為を取りやめている旨の確認については、本件排除措置命令書において、世界の需要者が発注する特定マリンホースを対象とする1個の基本合意が認定されていることを考慮して、当該基本合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為の全体について取りやめている旨の確認を命じたものと考えられる。

他方、需要者に対する通知及び将来不作為については、本件排除措置命令書において、特定マリンホースのうち我が国に所在するマリンホースの需要者が発注するものの取引分野について競争の実質的制限が認定されていることから、当該取引分野において違反行為が排除されたことを確保するため、当該取引分野に係る取引について将来不作為を命じ、かつ我が国に所在するマリンホースの需要者に対する通知を命じることが必要とされたものと考えられる。

なお、我が国に所在するマリンホースの需要者の中には特定マリンホースの発注実績を有しない者もあるところ、当該需要者についても、将来、複数のマリンホースの製造販売業者に対して見積価格の提示を求める方法によりマリンホースを発注することとなる可能性は否定しがたいことから、すべての我が国に所在するマリンホースの需要者に対する通知が命じられたものと考えられる。

ところで、通知書は受領者が理解し得る言語により送付されることが重要であることから、本件に係る通知の方法についての承認(本件排除措置命令書主文第2項)においては、通知書における使用言語が承認事項とされるものと考えられる。

8 課徴金について

本件では、特定マリンホースのうち我が国に所在するマリンホースの需要者が発注するものの販売について、課徴金が算定された。

なお、需要者が販売代理店に対して見積価格の提示を求めた場合には、マリンホースの製造販売業者は販売代理店を介して受注し、販売代理店は製造販売業者ないしその販売子会社からマリンホースを購入した上で需要者に対して販売していたものであるところ、かかる場合については、当該製造販売業者と販売子会社ないし販売代理店との間で締結された売買契約における対価の額に基づいて売上額が算定されている。

横浜ゴム株式会社は、既に公表されているとおり、調査開始前に課徴金減免申請を行ったことから、課徴金の免除を受けた。

外国事業者は、課徴金算定上の実行期間(5年間)においては、我が国に所在するマリンホースの需要者から特定マリンホースを受注していないため、課徴金の納付を命じられなかった。

9 排除措置命令書等の送達について

外国に本店を置く事業者(外国事業者)であって、外国会社の登記(会社法第933条)を有しておらず、かつ我が国に営業所等を有しない者に対する排除措置命令書謄本等の送達については、独占禁止法第70条の17において準用する民事訴訟法第108条及び独占禁止法第70条の18に定める方法によるほか、送達受領に係る国内代理人に対して送達を行うことが考えられる。本件では、すべての名あて人に対する排除措置命令が効力を生じている。

なお、外国事業者が送達受領に係る国内代理人を選定した場合、代理権限の存在および範囲は、当該外国事業者が作成する委任状等により証明されるものと考えられる。したがって、命令書において国内代理人氏名等を名あて人事業者名に付記することは、当該命令書を国内代理人に対して有効に送達するための要件ではないものと考えられる。

(本稿中、意見にわたる部分は筆者の個人的見解である。)